

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をお示しください。	環境影響評価手続きの現地調査に係る前倒し調査は実施しておりません。
1-2	-	図書の公表	1次	①貴社ウェブサイトにおける、配慮書のインターネットでの公表期間は縦覧期間のみとしていたほか、電子縦覧図書のダウンロードや印刷については不可としていました。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 なお、環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ること等を目的に「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂）を发出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしており、さらに、令和7年6月20日には、アセス図書の継続公開に関する内容などを含む「環境影響評価法の一部を改正する法律」が公布されていますので、これらのことを踏まえてご回答願います。 ②貴社ウェブサイトにおける公表の方法について、貴社のホームページには図書縦覧ページへのリンクやお知らせはなく、一般住民は新聞記事からしか縦覧に関する情報自体を入手できない状況にありますが、広く住民等の意見を得ることが可能でしょうか。事業者の見解を伺います。	①図書については、以下の理由によりダウンロード及び印刷をご遠慮いただいております。 ・図書内容の著作権は事業者にあり、複製による著作権侵害が生じないように留意する必要があります ・図書内容は事業者が費用及び労力を投資した成果であること ・図書内容の一部の切り取り等による誤った情報拡散等のリスクが考えられること なお、アセス図書の継続公開については、後続事業者における効果的なアセスの実施、累積的影響の評価への活用を目的に環境大臣がアセス図書を入手し、事業者の許可を得た上で継続公開を可能とする法改正がなされておりますが、具体的な公開のルール等についてはこれからの議論と認識しております。今後、業界団体を通じて環境省との協議等が進められると想定されることから、これらの議論を通じて決定したルールに従い、継続公開への対応を検討したいと考えております。 ②電子縦覧のリンクについては、都道府県及び市町村ホームページ、市町村広報、新聞広告及びweb検索による電子縦覧ページへのアクセスを想定し、特設弊社ホームページへのリンク設置を行っておりませんでした。これまでの電子縦覧においては毎回多数の閲覧数があり、これに関するご指摘等はありませんでしたが、2025年7月15日に本配慮書の縦覧ページのリンクを弊社ホームページトップに設置いたしました。
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をお示しください。	2023年6月頃より遠別町、初山別村及び両町村の地域住民とのコンタクトを開始しており、現在までおおよそ毎月複数回の面談や協議を通じて事業に関する情報提供等を行っております。今後も同様に、事業の進捗等について頻度高く情報提供を行い、先方のご意見を伺いながら事業検討を進めていきたいと考えています。
1-4	-	関係機関との協議	1次	「風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律」に関し、防衛省への事前相談を行っているか、事業者の見解をお示しください。	2024年4月に事前相談を行い、2024年6月に「影響なし」との回答を受領しております。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	2	2.1 第一種事業の目的	1次	カーボンニュートラルとネイチャーポジティブは、同時に達成を目指すべき目標であると考えられますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組に対する事業者の見解をお示しください。	陸上風力発電の導入を通じて脱炭素化を促進し、気候変動に伴う生態系への損害・損失の抑制に寄与することで、ネイチャーポジティブの実現に貢献するものと考えております。また、本事業の実施においては、変更範囲の最小化や重要な生物の生息・生育環境の保全等の取り組みを極力行い、自然環境への影響を最小化することも必要であると考えます。
2-2	15~25	(6) 事業実施想定区域の設定	1次	①図2-2-2の検討フローを経て事業実施想定区域を設定されたこととありますが、諸条件の確認のみとなっており、17ページの検討対象エリアの範囲から、どのように絞り込みを行ったのかが不明瞭ですので、絞り込みの過程がわかるような図を補足するなどして、説明してください。 ②事業実施想定区域の多くが水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林に指定されていますが、保安林の分布を確認した結果について、区域を検討するにあたり、どのように活用されたのか（活用されなかった場合は、その理由）をお示しください。併せて、今後どのように設置位置を検討していく予定であるのか、事業者の見解をお示しください。 ③砂防指定地、山地災害危険地区、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が事業実施想定区域内に分布していますが、区域を検討するにあたり、確認した結果をどのように活用されたのか（活用されなかった場合は、その理由）を可能な限り指定内容毎にお示しください。併せて、今後どのように設置位置を検討していく予定であるのか、事業者の見解をお示しください。 ④区域西部の風力発電機の設置対象外の事業実施想定区域のうち、最も北の区域と住宅等が接しているように見えますが、この住宅等は区域内に含まれないという理解でよろしいでしょうか。 ⑤事業実施想定区域の多くで植生自然度9の範囲が分布しており、植生自然度10の範囲も尾根線上と見られる範囲に分布していますが、区域を検討するにあたり、これらの範囲を回避しなかった理由をお示しください。また、回避には限界があると考えますが、今後、風車の設置位置をどのように検討されるのか、さらに、変更にあたり、どのように改変を回避又は極力低減されるのか、事業者の見解をお示しください。	①事業実施想定区域の設定について、別添資料Q2-2①のとおり補足いたします。 ②配慮書においては、まずは保安林の分布を把握し、可能な限り事業実施想定区域から除外することを検討いたしました。配慮書においては、位置・規模の複数案を検討していることから事業実施想定区域を広めに設定しているため、今後の手続きにおいて環境影響の回避又は低減を考慮して絞り込みを行う予定です。 ③配慮書においては、まずは法令等の制約を受ける場所の分布を把握し、可能な限り事業実施想定区域から除外することを検討いたしました。検討対象エリアには、砂防指定地、地すべり防止区域、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が分布しておりますが、砂防指定地、地すべり防止区域、山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、事業実施想定区域から除外いたしました。地すべり危険地区は、風力発電機の設置対象となる事業実施想定区域から除外いたしました。崩壊土砂流出危険地区は、事業実施想定区域の一部に重なっておりますが、配慮書においては、位置・規模の複数案を検討していることから事業実施想定区域を広めに設定しているため、今後の手続きにおいて環境影響の回避又は低減を考慮して絞り込みを行う予定です。 ④別添資料Q2-2④のとおり、対象事業実施区域（風力発電機の設置対象外）と住宅等は重なっておりません。 ⑤配慮書においては、まずは文献その他の資料により植生自然度10及び植生自然度9の分布を把握いたしました。配慮書においては、位置・規模の複数案を検討していることから事業実施想定区域を広めに設定しているため、今後、現地調査において詳細な分布状況を把握し、今後の手続きにおいて環境影響の回避又は低減を考慮して絞り込みを行う予定です。
2-3	28~30	図2-2-9 表2-2-1	1次	事業実施想定区域内の南部及び中央部、北西、北東側の風力発電機の設置対象外の事業実施想定区域の写真がありません。その理由及びそれらの地点からの写真の有無をお示しください。	配慮書送付後に事業実施想定区域の周囲で撮影した写真は、別添資料2-3の⑩~⑪のとおりです。安全を考慮した上でアクセスが可能な範囲において写真撮影を行っているため、事業実施想定区域内の中央部及び南部の状況写真は、現時点では持ち合わせておりません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-4	32	1. 発電機	1次	①バードストライクやバットストライクの発生を防止するために、カットイン風速やフェザリングを遠隔操作できる機種を選定することを検討されるでしょうか。現時点で、このような機種を選定する見込みについてお示しください。 ②最大高さ、ローター直径及び地表からブレード下端までの高さの検討においては、今後、鳥類やコウモリ類など野生動物の飛翔高度を調査の上、バードストライクやバットストライク等を防止する観点も加味した上で検討されることを想定されているか、事業者の見解をお示しください。 ③ギアレスの風車等、騒音対策を施した機種を選定する見込みについてお示しください。	①風力発電機の機種選定につきましては、輸送や地形、乱流など様々な要素を踏まえて検討いたします。現時点では機種は未定ですが、今後の環境影響評価の結果等を踏まえて、これらの機能を有する機種についても必要に応じ検討したいと考えます。 ②最大高さやローター径などの風力発電機の仕様につきましても、今後の環境影響評価の結果等を踏まえて必要に応じ検討したいと考えます。 ③今後の騒音に係る影響予測・評価の結果を踏まえて、必要に応じ検討したいと考えます。
2-5	33	2.2.6 (1)発電機の配置計画	1次	方法書において、風車配置案が土地所有者との協議等を理由として示されない場合がありますが、発電所に係る環境影響評価の手引(p.53)において、「発電所アセス省令では、配置計画は既に決定されているものに限定とされているが、特に風力発電所については風車の配置の環境影響評価手法への関連性が高いことから、なるべく実現性の高い配置案を記載することが望ましい」とされています。このことを踏まえて、方法書段階で風車配置案を具体的に提示できる見込みか、お示しください。	方法書手続き時点における土地所有者との協議状況など様々な理由により、方法書への風車配置案の記載可否が決まることから、現時点では確定的なことは申し上げられません。ただし、方法書に風車配置案を記載できない場合であっても、現地調査・予測・評価の手法については、配置の可能性のある範囲を網羅的に示し、それに対応する方法書の内容とします。また、方法書に係る審議会の場においては、必要に応じて審議会限りとして風車配置案を提示いたします。
2-6	34	2.2.7 1. (1) 工事内容	1次	①緑化について、早期緑化のために外来牧草を導入し、時間経過により自生種に遷移させる手法がありますが、多くは遷移によりこれらの外来牧草が消失することではなく、残存しており、これらの残存個体群がなにかのきっかけで分布を拡大する可能性があります。また、これらの外来牧草は冬季も枯死せず残存していることから、特に積雪の少ない法面においてはエゾシカを誘引する要因となり、食害により当該区域における生物多様性の低下を招くリスクがあることから、持ち込まないことが重要と考えますが、今後、どのような緑化計画とすることを想定しているのか、事業者の見解を伺います。 ②在来種でも北海道では種苗会社等において緑化技術や知見が蓄積されています。事前に施工区周辺にて種子採取・育苗の期間が必要となりますので、早めに専門家に相談しながら緑化計画を立ててください。 参考：生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱いに関するガイドライン2023（日本緑化工学会） https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf	①緑化については工事請負業者との協議を通じて極力地域の在来種を用いたものとし、外来種の採用を回避できるよう努めます。 ②情報のご提供ありがとうございます。緑化計画の検討に当たっては、早めに専門家等にご助言をいただくよう努めます。
2-7	34	2.2.7 (3) 工事工程の概要	1次	冬季の休工期について、現時点での想定をお示しください。	現時点では、12月から3月の冬季休工を想定しております。
2-8	35	図2.2-11 風力発電機等の輸送ルート(案)	1次	天塩港から国道等を利用して発電機を輸送する計画とのことですが、天塩町を環境影響を受ける範囲であると想定される地域に選定する必要はないか、事業者の見解をお示しください。	風力発電機等の輸送ルートについては、現時点では、大規模な変更は行わないこと、本事業の風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲外であることから環境影響を受ける範囲ではないと考えております。
2-9	35	図2.2-11	1次	事業実施想定区域内における道路の新設又は既存道路の使用・拡幅の計画について、現時点での想定がありましたら、図をご提示いただくなどしてお示しください。 また、同ルートは方法書では示されるのかをお示しください。	現時点で想定している道路計画は別添資料Q2-9のとおりです。なお、別添資料Q2-9に示した道路計画は現時点での想定であり、今後、変更する可能性があります。また、今後の設計の進捗状況により、方法書においてこれらのルートを示すよう努めます。
2-10	36~37	2.2.8 その他の事項	1次	事業実施想定区域及びその周囲で計画中の他事業について、他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてお示しください。 また、p.217に「周囲の他事業との累積的影響に関しては、今後、他事業の情報収集に努め、それぞれの環境影響評価手続きの進捗状況も勘案し、検討を進める。」とありますが、今後、どの項目をどのように検討していく予定かお示しください。	現時点では、近隣他事業の内容についての協議は行っておりません。なお、近隣他事業とは事業実施想定区域の一部が重複していることから、当該事業者とコンタクトをとっております。今後風車配置等が具体化した場合は、近隣他事業における風車配置等の具体的な事業計画の情報について情報収集を行い、その結果から、たとえば騒音など、風車配置や工事車両通行ルートなど累積的な影響が想定される項目について検討を行いたいと考えます。
2-11	37	図2.2-12 事業実施想定区域周囲における他事業	1次	事業実施想定区域の西側にあるはずの事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）が消えていますので、正しい図面をご提供ください。	図2.2-12について正しい事業実施想定区域に修正した図面は別添資料Q2-11のとおりです。
2-12	37	図2.2-12 事業実施想定区域周囲における他事業	1次	(仮称)留萌北部(沿岸)広域風力発電事業の区域が配慮書段階のものとなっているので、方法書段階の区域図を図示いただき、当該事業区域との最短距離をお示しください。	「(仮称)留萌北部(沿岸)広域風力発電事業」の方法書時の対象事業実施区域は、別添資料Q2-11のとおりです。方法書において、区域を適切に修正いたします。

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	38	第3章	1次	中川町や羽幌町についても垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲に可視領域が含まれており、中川町については人と自然との触れ合いの活動の場も選定されていますが、これらの町を関係市町村に含めなくて良いと判断した理由についてお示しください。	中川町(2025/1/8)及び羽幌町(2025/1/24)と面談を行っており、両町より関係地域に含めなくてよい旨ご意見をいただいております。
3-2	38~54	3.1.1 大気環境の状況 3.1.2 水環境の状況	1次	大気環境の状況及び水環境の状況において、ダイオキシン類について事業実施想定区域及びその周辺においてどのような調査を実施したのかお示しください。調査を実施している場合は出典についても記載してください。	「北海道環境白書'24」(北海道、令和6年)によると、事業実施想定区域及びその周辺において、ダイオキシン類についての調査は実施されておりません。
3-3	40	表3.1-1(2) 遠別地域気象観測所の気象概況(令和6年)	1次	本気象観測所は、表3.1-4(2)の初山別地域気象観測所のように降雪の深さのデータはないのでしょうか。ある場合はご教示いただき、方法書において反映するようにしてください。	表3.1-1のとおり、遠別地域気象観測所においては「降雪の深さ」を観測していないためデータはございません。
3-4	55	図3.1-11	1次	①事業実施想定区域内に一部河川が存在しますが、河川敷地や沢筋の改変は予定されているでしょうか。予定されている場合は、どのような施工を行う予定かお示しください。 ②今後、風力発電機設置予定位置など、土地の改変区域を検討するにあたり、河川との位置関係について、どのように検討されることを想定されているかをお示しください。	①現時点では、アクセス路等が具体化していないことから河川敷地や沢筋の改変の有無については未定です。 ②河川敷地や沢筋の改変については、風車及び風車ヤードの設置は基本的には想定しておりません。ただし、アクセス路については、地形や地質、土地所有者との協議などにより改変せざるを得ない可能性もありますが、極力回避できるよう検討を進めたいと考えております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-5	61 147	図3.1-14 図3.1-36(1) 自然景観資源	1次	事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）の一部が自然景観資源である豊岬段丘と重複していますが、重複箇所は道路の幅幅などといった改変はされる可能性はあるのか、事業者の見解をお示しくください。	当該範囲については、既存道路を活用する可能性があることから事業実施想定区域に含めております。考えうる改変としては幅幅や伐採（除草、枝払い、鉄板敷き等）が挙げられます。
3-6	65	図3.1-16 文献その他の資料調査範囲	1次	事業実施想定区域の周囲の2次メッシュのうち、北東部から南東部にかけて調査範囲としていません。動物の調査範囲を考えると当該メッシュも調査範囲に加えることが望ましいと考えますが、なぜ調査範囲としなかったのか、事業者の見解をお示しくください。	事業実施想定区域の東側は、標高が高い山が南北に伸びていることから、事業実施想定区域と環境が異なると考えられるため、調査範囲に含めておりません。
3-7	69	図3.1-17 コウモリの分布情報	1次	事業実施想定区域の周囲にコウモリの分布情報がありますが、これらを踏まえて今後どのようにしてアクセス手続における調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をお示しくください。	コウモリ類については、捕獲調査、音声ルートセンサス、音声モニタリング調査等を実施し、調査結果を踏まえ、適切に予測及び評価を行う予定です。詳細な調査手法については、方法書において、現地の状況を踏まえ検討するとともに、専門家等へのヒアリングを実施した上で記載いたします。
3-8	70~ 89	動物相の概要 (鳥類)	1次	事業実施想定区域の周囲に海ワシ類やクマタカの生息情報が確認されるほか、ガンカモ類や海ワシ、ノスリの渡りの情報がありますが、これらを踏まえて今後どのようにしてアクセス手続における調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をお示しくください。	希少猛禽類の生息状況については、定点観察法による調査を実施する予定です。また、鳥類の渡り時には別途調査を実施する予定です。詳細な調査手法については、方法書において、現地の状況を踏まえ検討するとともに、専門家等へのヒアリングを実施した上で記載いたします。
3-9	144~ 145	表3.1-44	1次	①事業実施想定区域及びその周辺の東部や南部で主要な眺望点や身近な眺望点の選定がありませんが、選定する必要はないか、事業者の見解を伺います。特に、事業実施想定区域から南西方向にある初山別村の市街地やその周辺の地区に身近な眺望点を設定する必要はないか、見解を伺います。 ②事業実施想定区域周辺の北部にえんべつ旭温泉がありますが、主要な眺望点として選定する必要はないか、事業者の見解をお示しくください。	①事業実施想定区域の東側及び南側における主要な眺望点については、文献その他の資料により眺望に関する情報が得られた地点や関係自治体へのヒアリングの結果を踏まえても、該当する地点はございませんでした。また、身近な眺望点としても、視野角1度以上で視認される可能性がある範囲内かつ、可視領域図において可視の範囲に位置する地域の拠点となる施設が確認されなかったことから選定しておりませんでした。今後も引き続き、情報収集に努め、ご意見をいただいた場合には、主要な眺望点及び身近な眺望点への追加を検討いたします。 一方で、初山別村の市街地及びその周辺の地区における身近な眺望点については、「初山別村自然交流センター」を方法書において、追加いたします。 ②「えんべつ旭温泉」については、文献その他の資料より眺望に関する情報が得られなかったこと、遠別町へ主要な眺望点についてヒアリングを実施した際に、特段ご意見をいただかなかったことから、事業実施想定区域及びその周囲における主要な眺望点として選定しておりません。今後ご意見をいただいた場合は、主要な眺望点への追加を検討いたします。
3-10	146~ 147	(2) 景観資源	1次	事業実施想定区域内から景観資源がある箇所を除外して区域設定しなかった理由をお示しくください。	配慮書においては、まずは景観資源の分布を把握し、可能な限り事業実施想定区域から除外することを検討いたしました。配慮書においては、位置・規模の複数案を検討していることから事業実施想定区域を広めに設定しているため、今後の手続において環境影響の回避又は低減を考慮して絞り込みを行う予定です。
3-11	147	図3.1-36(1) 景観資源の状況（第3回自然環境保全基礎調査）	1次	穿入蛇行河川である遠別川上流と事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）が一部重複している箇所がありますが、橋梁等を使用するものであり、本事業による河川の改変はないという理解でよろしかったでしょうか。	橋梁を使用するものであり、これに伴う枝払いなどの軽微な改変の可能性が想定されることからわずかに重複しているものです。河川自体の改変は想定しておりません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-12	143~150	3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	<p>①主要な眺望点、景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場について、関係市町村へどのようにヒアリングされましたでしょうか。概要をお示しください。</p> <p>②出典としている「北海道の左上」に掲載され、かつ、初山別村にヒアリングを実施されていますが、「初山別村スキー場」を眺望点及び人と自然との触れ合いの場に選定しなかった理由についてお示しください。</p> <p>③3地点が取り上げられていますが、この他にも、144ページの眺望点として選定されている箇所のうち、公園や海水浴場などにも「人と自然との触れ合いの活動の場」としても選定される要素があると考えますが、これらを含めなかった理由をお示しください。</p> <p>④星空観察が行われている場所では、風力発電所設置に伴い、航空障害灯により星座が確認できなくなるなど、その活動に支障が生じることが懸念されます。このため、以下の事項についてお示しください。</p> <p>(1)人と自然との触れ合いの活動の場として、星空観察が行われている場所を確認されたか。</p> <p>(2)上記(1)において、確認したと回答された場合は、該当する場の有無</p> <p>(3)上記(1)において、確認していないと回答された場合は、確認する必要性に対する事業者の見解</p> <p>(4)星空観察が行われている場所がある場合、どのような対応が想定されているかについての事業者の見解</p>	<p>①関係自治体（遠別町、初山別村）へのヒアリング時には、文献その他の資料により把握した事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点、景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場について図示した上で他に追加の地点があればご教示いただくようヒアリングいたしました。</p> <p>遠別町からは特段ご意見いただいております。初山別村からは主要な眺望点に関して「金比羅神社」「しょさんべつ天文台」「豊岬海水浴場」の追加のご意見をいただき、配慮書において記載しております。</p> <p>②「初山別村スキー場」は、「北海道の左上」（留萌観光連盟事務局HP）を含む文献その他の資料より眺望に関する情報が得られなかったこと、初山別村へ主要な眺望点についてヒアリングを実施した際に、特段ご意見をいただかなかったことから、事業実施想定区域及びその周囲における主要な眺望点として選定していません。今後ご意見をいただいた場合は、主要な眺望点への追加を検討いたします。</p> <p>また、「初山別村スキー場」については、風力発電機の設置対象となる事業実施想定区域から約11km以上離れていることから、事業実施想定区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場として選定していません。</p> <p>③「発電所に係る環境影響評価の手引（経済産業省、令和7年）」では、計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価における人と自然との触れ合いの活動の場の「調査の対象とする地域」は、『事業実施想定区域及びその周囲1kmの範囲内』としていることから、図3.1-37のとおり、当該範囲を含む12万分の1の図郭内から選定いたしました。</p> <p>そのため、表3.1-44及び図3.1-35で選定している主要な眺望点の「豊岬海水浴場」及び「みさき台公園」は、風力発電機の設置対象となる事業実施想定区域から約9km以上離れており、図3.1-37の図郭外に位置していることから、事業実施想定区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場として選定していません。</p> <p>④</p> <p>(1)配慮書においては文献その他の資料により、星空観察会を含め、人と自然との触れ合いの活動の場として機能している可能性のある地点について情報収集を行っております。</p> <p>(2)事業実施想定区域の周囲において、星空観察会に利用されている地点や天文台は確認していません。事業実施想定区域の西側に「しょさんべつ天文台」が位置しておりますが、風力発電機の設置対象となる事業実施想定区域から約10km離れていることから、事業実施想定区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場として記載していません。</p> <p>(3)(1)のとおり、配慮書においては文献その他の資料により、星空観察会を含め、人と自然との触れ合いの活動の場として機能している可能性のある地点について情報収集を行っております。</p> <p>(4)引き続き情報収集に努め、事業実施想定区域及びその周囲において、星空観察会に利用されている地点や天文台を確認した場合には、利用状況等や風力発電機が視認できる可能性について確認するとともに、施設管理者への説明の実施等を検討いたします。なお、「しょさんべつ天文台」については、初山別村へのヒアリング結果も踏まえ、主要な眺望点として記載してあります。</p>
3-13	163	3.2.3 1.(1)水道用水としての利用	1次	<p>①事業実施想定区域の周囲に住宅等が存在します（p.170）が、飲用井戸の有無についての確認状況及び今後の対応方針をお示しください。</p> <p>②表3.2-9 水道水の取水状況について、令和5年度版が発行されているため、方法書以降では最新版に差し替えてください。</p>	<p>①個人管理の井戸の有無等については把握できておりません。今後、現地踏査や地域住民への聞き取り等による確認に努めます。</p> <p>②方法書において、最新の資料を参照し記載いたします。</p>
3-14	163	3.2.3河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	1次	<p>①事業実施想定区域周囲に農業用水の取水地点が複数存在しており、これらの地点における水質への影響が懸念されますが、今後、どのような対応を想定されているか、事業者の見解を伺います。</p> <p>②事業実施想定区域の設定に当たって、利水関係者（関係町村の水道所管部局、農業団体等）と協議等が行われたものかお示しください。また、今後の協議実施に係る事業者の見解をお示しください。</p>	<p>①造成等の施工による一時的な影響に伴う水の濁りの影響については、工事の実施の際に、仮設沈砂池等の濁水対策工を行う等により、濁水が河川等へ流入しないような事業計画を検討いたします。</p> <p>②事業実施想定区域の設定に当たっては、現時点においては利水関係者との協議は実施していません。今後の手続きにおいて、漁業組合等の関係者と必要に応じて協議を行う予定です。</p>
3-15	200	⑧遠別町風力発電施設にガイドライン	1次	<p>①「遠別町風力発電施設に関するガイドライン」では、ガイドラインマップが示されていますが、このマップと本事業の事業実施想定区域を重ね合わせた図をお示しください。</p> <p>②本事業の事業実施想定区域とガイドラインマップの調整を要する区域のそれぞれ一部が重複しているものと思われるが、重複状況と遠別町との協議状況についてご教示ください。</p> <p>③ガイドラインを踏まえ、施設の建設等についてどのように対応されるのか、事業者の見解をお示しください。</p>	<p>①「遠別町風力発電施設に関するガイドライン」（遠別町、平成25年）におけるガイドラインマップとの重ね合わせ図は、別添資料Q3-15①のとおりです。</p> <p>②本ガイドラインについて遠別町と調整済みであり、本ガイドラインの対象が風車本体と送電線がメインである旨を確認済みです。</p> <p>③調整を要する区域との重複は、既設道路の改変が想定される「風力発電機の設置対象外」です。今後も遠別町と適宜コンタクトをとり、本ガイドラインに基づいた計画検討を進めます。</p>
3-16	208~213	(4)国土防災関係⑤、⑥	1次	<p>①山地災害危険地区が事業実施想定区域と一部重複していますが、掘削や盛土等の土地の改変行為を行う可能性はあるのでしょうか。どのような行為を行う予定か、お示しください。</p> <p>②土砂災害警戒区域については、事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）と一部重複しているという理解でよろしいでしょうか。また、重複している場合、なぜこの範囲を除外できなかったのか、理由をお示しください。</p>	<p>①山地災害危険地区のうち、崩壊土砂流出危険地区が一部重複しております。現時点では、風車配置及びアクセス路の位置が確定していませんので改変行為を行う可能性があります。想定される改変としては切土及び盛土、樹木の伐採等が挙げられます。なお、崩壊土砂流出危険地区において改変行為を行うこととなった場合は、改変面積及び土量を最小化するとともに、沈砂池や各種法面保護工などを適切に実施して土砂流出の防止に努めます。</p> <p>②作図の都合上重複しているように見えておりますが、こちらは重複していません。</p>
3-17	207	(4)国土防災関係	1次	<p>地震ハザードステーションにて確認できる、地すべり地形の分布状況についても確認した上で、事業実施区域を検討することが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>今後、設計を進めるにあたり地すべり地形についての調査・分析を行う予定です。</p>
3-18	209	図3.2-13 保安林の指定状況	1次	<p>事業実施想定区域の大部分が保安林と重複していますが、今後、対象事業実施区域や風力発電機の設置位置の検討に当たり、区域内の保安林について、どのような対応を想定されているのかをお示しください。</p>	<p>保安林については留萌北部森林管理署及び森林管理局と協議を行い、解除等について適切に協議・対応を行っていく考えです。</p>

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	229	3.(2)評価結果【騒音】	1次	①「遠別町風力発電施設に関するガイドライン」では、低周波音について「住宅等において、環境省『低周波音問題対応の手引書』の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参考値を超えないものとする。」とありますが、当該手引書の内容も踏まえて風力発電機の配置を検討し、今後の調査、予測及び評価を行うのか、事業者の見解を伺います。 ②・2つ目において、「必要に応じて環境保全措置を検討する」とされていますが、どのような場合に、どのような対応を想定されているのかをお示しください。	①「遠別町風力発電施設に関するガイドライン」（遠別町、平成25年）に記載されている『環境省「低周波音問題対応の手引書」』については、「低周波音問題対応の手引書における参照値の取扱いについては（環境省水・大気環境局大気生活環境室、平成29年）において、『参照値は、低周波音についての対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではない。』とされています。そのため、遠別町の当該ガイドラインを踏まえ、当該手引書の内容も参考としながら、今後の調査、予測及び評価を行います。 ②方法書以降における風力発電機の設置予定位置の周囲に配慮が特に必要な施設及び住宅等が分布している場合を想定しております。また、現時点で想定している環境保全措置は以下のとおりです。 ・風力発電機の位置は、配慮が特に必要な施設及び住宅等から可能な限り離隔して計画する。
4-2	230	2.(3)予測結果	1次	本ページに示されている知見を踏まえ、方法書までに配慮が必要な施設や住宅等が風力発電機のローター直径の10倍の範囲に含まれないような風車配置又は機種を選定を行うのか、事業者の見解を伺います。	風力発電機の設置予定位置については、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省総合環境政策局、平成25年）を踏まえ、今後の手続きにおいて調査、予測及び評価を行い、施設の稼働に伴う風車の影による周辺環境への影響が実行可能な範囲内で回避又は低減するよう検討いたします。
4-3	231	3.(2)評価結果【風車の影】	1次	①ドイツにおける指針値を参考に環境保全措置を検討する旨が示されていますが、指針値のうち、より厳しい実際の気象条件を考慮しない場合を踏まえて配置等を検討した方が住宅等への影響をより軽減できるのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。 ②・2つ目において、「必要に応じて環境保全措置を検討する」とされていますが、どのような場合に、どのような対応を想定されているのかをお示しください。	①風車の影の評価に当たっては、「実際の気象条件を考慮しない場合」における予測結果を踏まえ、事業計画を検討するとともに、状況に応じて「実際の気象条件を考慮する場合」の予測を行う予定です。それらを踏まえ、施設の稼働に伴う風車の影による周辺環境への影響が実行可能な範囲内で回避又は低減される事業計画とするよう検討いたします。 ②方法書以降における風力発電機の設置予定位置の周囲に配慮が特に必要な施設及び住宅等が分布している場合を想定しております。また、現時点で想定している環境保全措置は以下のとおりです。 ・風力発電機の位置は、配慮が特に必要な施設及び住宅等から可能な限り離隔して計画する。
4-4	234	表4.3-8(2)文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）	1次	オオワシ、オジロワシ及びミサゴについて、主な生息環境として、「海岸、湖沼、河川など」と挙げられていますが、ねぐらなどで森林を利用する可能性を踏まえ、森林についても明記する必要はないでしょうか。 248ページ、専門家Cからも、北海道大学の中川研究林にてオジロワシ、クマタカ、ミサゴが確認されている旨意見されていることを踏まえ、事業者の見解をお示しください。 （修正する場合は、262ページの記載にも反映させてください）	オオワシ、オジロワシ及びミサゴの主な生息環境として、方法書において森林についても追記いたします。
4-5	247	表4.3-16(1)専門家等へのヒアリング結果概要	1次	5点目について、専門家の意見を踏まえ確認種リストを更新したとのことですが、意見を踏まえ、当初リストに加えていた種を削除したなど、具体的にどのような更新を行ったのかをお示しください。	ご指摘いただいた以下の文献その他の資料は、「北海道市町村別コウモリマップ」（道北コウモリ研究センターHP、閲覧：令和7年2月）に含まれているため、文献その他の資料の一覧から削除しております。 ・「日本産翼手目の採集記録（Ⅰ）」 ・「日本産翼手目の採集記録（Ⅱ）」 ・「羽幌町と初山別村におけるコウモリ類の分布（その1）」 ・「羽幌町と初山別村におけるコウモリ類の分布（その2）」 ・「天塩町および遠別町におけるコウモリ類の分布」（利尻研究（26）：39-44、2007年） なお、上記の削除した文献その他の資料で確認されている種については、「北海道市町村別コウモリマップ」（道北コウモリ研究センターHP、閲覧：令和7年2月）に含まれているため、削除した動物の重要な種はございません。
4-6	247	表4.3-16(2)専門家等へのヒアリング結果概要	1次	専門家Bから、特にリス類への配慮が必要であること、また、生息地をつなぐ通路への影響を懸念する意見が挙げられていますが、今後、これらに関する調査、予測及び評価を実施する見込みがあるのか、現時点での見解をお示しください。	哺乳類については、フィールドサイン調査等を実施し、調査結果を踏まえ、生息地を繋ぐ通路への影響を含めた予測及び評価を行う予定です。詳細な調査手法については、方法書において、現地の状況を踏まえ検討するとともに、専門家等へのヒアリングを実施した上で記載いたします。
4-7	248	表4.3-16(3)専門家等へのヒアリング結果概要（専門家C、D）	1次	①専門家からオジロワシ、オオワシ、クマタカ及びミサゴに関する意見があり、専門家Dからは具体的な繁殖情報が示されていますが、こちらを踏まえ、方法書段階ではどのような調査手法や調査地点を設定する予定か、現段階の想定で構いませんので、お示しください。 ②専門家Cの6点目の意見に夜間を含めた調査についての記載がありますが、夜間の調査はどのような手法を設定する予定か、現段階の想定で構いませんので、お示しください。	①方法書においては、希少猛禽類の生息状況について、事業実施想定区域の上空を視野範囲におさめられるよう調査地点を設定し、定点観察法による調査を実施する予定です。詳細な調査手法については、方法書において、現地の状況を踏まえ検討するとともに、専門家等へのヒアリングを実施した上で記載いたします。 ②鳥類については、夜間の録音調査等を実施する予定です。詳細な調査手法については、方法書において、現地の状況を踏まえ検討するとともに、専門家等へのヒアリングを実施した上で記載いたします。
4-8	263	表4.3-19(2)動物の重要な種への影響の予測結果	1次	水辺や河川を生息環境とする昆虫類、魚類、底生動物、陸産貝類について、いずれも河川等への直接変化がないことから、変化に伴う影響はないと予測されていますが、本事業実施想定区域及びその周辺には遠別川をはじめ多くの河川が存在することや、273ページでは植物の専門家Hから「尾根の改変により尾根直下にあると想定される河川の源流部や沢への影響が懸念される」との意見があることから、河川への直接改変がなくとも、周辺環境への影響が懸念されます。このことを踏まえ、本事業により水辺や河川を生息環境とする動物が影響を受ける可能性も考えられますが、現段階で「影響がない」とすることが適当であるかどうか検討いただき、事業者の見解をお示しください。	改変に伴い周囲の水域に間接的な影響が生じる可能性がございますが、配慮書においては風力発電機の設置位置及び工事計画が未定であり、現地の重要な種位置や河川等の詳細な状況も不明であることから、改変に伴う間接的な影響について、予測及び評価を実施できる段階にはございません。そのため、直接的な影響に関する予測及び評価にとどめ、『改変による生息環境の変化に伴う影響はない』と記載しております。なお、準備書以降では実際の調査結果を踏まえ、改変による間接的な影響も含めた予測及び評価も実施いたします。
4-9	264	3.評価(2)評価結果	1次	「必要に応じて環境保全措置を検討する」とありますが、どのような場合に、どのような措置を講ずる可能性を想定しているか、現時点での見込みをお示しください。	現地調査により重要な種を確認した場合に、その地点の改変を可能な限り回避すること、回避が可能な場合は移植により個体群の保全を図る等を現時点では想定しております。
4-10	264 283	(2)評価結果	1次	①264ページの遠別鳥獣保護区に対する評価が「本事業の実施に伴う影響はない」となっておりますが、223ページの判断基準を踏まえると、重大な影響がないかの評価が必要ではないでしょうか。283ページの鳥獣保護区等への評価が「重大な影響はないものと評価」となっていることを踏まえ、事業者の見解をお示しください。 ②事業実施想定区域の近隣に鳥獣保護区及び特別保護地区が存在しますが、配慮対象となる動物の特性を踏まえ、風車とどの程度の距離を離隔することがよいと考えているか、事業者の見解をお示しください。	①「遠別鳥獣保護区」は事業実施想定区域に重なっておらず、直接的な改変もないことから『重大な影響はない』と評価しております。方法書以降では、『影響はない』ではなく、『重大な影響はない』という記載に統一いたします。 ②「遠別鳥獣保護区」については、①のとおり、『重大な影響がない』と評価しております。「遠別鳥獣保護区」に生息する種のうち、事業実施想定区域へ移動する種としてはコウモリ類や鳥類のような飛翔性の動物が想定されますため、現地調査の結果を踏まえ、個々の種に対する影響を予測及び評価いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-11	264	(2) 評価結果 (動物)	1次	①「動物の生息状況及び生息場所を現地調査等により把握」とありますが、方法書段階では踏査ルートは示されるのでしょうか。適切な調査手法となっているのか確認するために調査ルートを明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。 ②渡り鳥に関し「移動ルートにも留意し、移動状況を把握できるよう調査を実施する。」とありますが、方法書段階では風車設置が想定される箇所の地上視野が網羅できるよう調査地点を設定されるのでしょうか。移動状況を適切に把握できるよう調査地点を設定することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。	①方法書においては、踏査ルートを明記いたします。 ②方法書においては、渡り鳥の移動ルートについて、主に風力発電機の設置予定位置の上空を視野範囲におさめられるよう調査地点を設定しますが、併せて可能な限り地上視野についても網羅できるよう調査地点を設定する予定です。詳細な調査地点については、現地の状況を踏まえ検討するとともに、専門家等へのヒアリングを実施した上で記載いたします。
4-12	273	表4.3-25 専門家等へのヒアリング結果概要(専門家H)	1次	①「尾根が細いため、尾根の改変により尾根直下にあると想定される河川の源流部や沢への影響が懸念される。」ことから、尾根上の改変を避ける工夫が望ましい旨の意見がありますが、本意見を受け、尾根上の改変を避ける計画を検討されるのか、また、工事を可能な限り低減した事業が可能であるのか、事業者の見解をお示しください。 ②①の意見及び専門家Hから、本事業区域について「あまり調査のされていない地域であると思われる」との意見があったことを踏まえ、植物に関しどのような調査を実施する予定か、現段階の想定で構いませんのでお示しください。	①配慮書においては、改変区域や工事計画等まで決まるような計画熟度でないものの、今後の事業計画の検討に当たっては、測量や地質調査、自然環境に係る現地調査等を踏まえ、現地の植生や河川等の状況を把握し、本事業の実施による影響を極力低減することを検討いたします。具体的には、尾根上の改変を極力避ける計画とすることや、工事を可能な限り低減することを含めた影響低減策を想定しておりますが、詳細は準備書以降に記載いたします。 ②植物については、コドラートを設定する植生調査、目視観察調査による植物相調査を想定しております。詳細な調査手法については、方法書において、現地の状況を踏まえ検討するとともに、専門家等へのヒアリングを実施した上で記載いたします。
4-13	277	3. 評価 (2) 評価結果	1次	「必要に応じて環境保全措置を検討する」とありますが、どのような場合に、どのような措置を講ずる可能性を想定しているか、現時点での見込みをお示しください。	重要種が確認された場合に、その地点の改変を可能な限り回避し、不可能な場合は移植の実施なども現時点では想定しておりますが、現地調査の結果に即して具体的な対応を検討いたします。
4-14	277	(2) 評価結果 (植物)	1次	①「植物の生育状況及び植物群落の現況を現地調査等により把握」とありますが、方法書段階では踏査ルートやコドラートといった調査地点は示されるのでしょうか。適切な調査手法となっているのか確認するために調査地点を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。 ②文献上では区域の大部分が植生自然度9及び10となっており、本項に示す事項に留意することで重大な影響を実行可能な範囲内で回避又は低減することが可能としていますが、現地の状況が文献と同様の状況であれば回避は難しいと考えます。現地調査の結果、上記のような状況であった場合、どのような低減措置を検討しているのでしょうか。重要な群落については、「可能な限り必要最小限の改変に留める」とありますが、「可能な限り」の具体的な範囲を、現段階の想定で構いませんのでお示しください。	①詳細な調査手法については、方法書において、現地の状況を踏まえ検討するとともに、専門家等へのヒアリングを実施した上で記載いたします。 ②現地調査の結果、植生自然度9及び10を確認した場合には、改変面積を最小限にする等の措置を検討しております。また、重要な群落については『可能な限り必要最小限の改変に留める』の「可能な限り」については、重要な群落の改変を回避することを優先に考えますが、改変せざるを得ない場合であっても改変による影響を小さくする措置を講じるといった想定をしております。
4-15	283	3. 評価 (2) 評価結果	1次	282ページ「一部を直接改変するため」、283ページ「保安林といった自然環境のまとまりの場を多く残存するよう、可能な限り必要最小限の工事にとどめ」との記載から、保安林を完全に回避することは難しく、一部を直接改変することを想定されていることが読み取れますが、このことを踏まえ、現時点での管理者との協議状況についてお示しください。	2023年6月より留萌北部森林管理署とコンタクトをとっており、これまで複数回、本事業に係る情報提供等を行うとともに、風況観測塔設置に係る協議等を行っております。保安林に関しても解除の必要性についてお話しするとともに、級地区分に係る情報交換などを進めております。道有林についても事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）の一部が重複していることから、2025年5月より留萌振興局森林室とコンタクトをとり、協議を進めております。
4-16	296	3. (2) 評価結果 【景観】	1次	①景観資源の「豊岬段丘」及び「遠別川上流」と事業実施想定区域が一部重複しておりますが、改変面積を可能な限り低減できる「最適な工法」とはどのようなものを想定しているのか、現時点での想定で構いませんのでお示しください。 ②主要な眺望景観の変化の程度において、フォトモニタージュ法によって主要な眺望景観への影響を予測するとありますが、具体的な手法として、地域住民や観光客、関係団体へのアンケート調査等を想定されているのでしょうか。お示しください。	①配慮書においては、改変区域や工事計画等まで決まるような計画熟度でないものの、今後の事業計画の検討に当たっては、既存道路の活用を図りつつ、既設道路の拡幅や新設道路の設置を最小限とすることで、本事業の実施による影響を極力低減することを考えております。 ②現時点では、アンケート調査の実施は予定しておりません。今後の手続きにおいて、関係自治体との協議及び住民説明会等を踏まえ、意見聴取に努めます。

5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		